証券コード 3172
2024年10月９日
（電子提供措置の開始日2024年10月１日）

株 主 各 位

静岡県島田市牛尾１１８番地
ティーライフ株式会社
代表取締役社長　西上　節也

第41期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第41期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

①【当社ウェブサイト】
　https://www.tealifeir.com/ir/soukai.html
（上記ウェブサイトにアクセスして、「第41期定時株主総会招集ご通知」を選択のうえ、ご確認ください。）

②【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
　https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は当社証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご確認ください。）

　なお、当日ご出席いただけない場合は、**インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、**お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」（３頁から４頁まで）にしたがって、2024年10月24日（木曜日）午後５時15分までに議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時　2024年10月25日（金曜日）午前10時　（受付開始:午前９時30分）

2．場　　所　静岡県掛川市亀の甲１－３－１
掛川グランドホテル　３階「シャングリラスイート」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項　１．第41期（2023年８月１日から2024年７月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第41期（2023年８月１日から2024年７月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

以　上

～～～



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2024年10月25日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2024年10月24日（木曜日）
午後5時15分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年10月24日（木曜日）
午後5時15分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

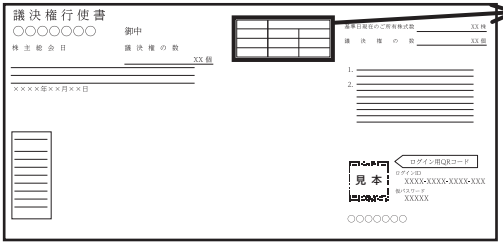

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

第１号議案

- 賛成の場合　≫「賛」の欄に○印
- 反対する場合　≫「否」の欄に○印

第２・３号議案

- 全員賛成の場合　≫「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合　≫「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合　≫「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

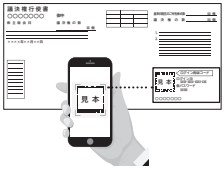

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト **https://evote.tr.mufg.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

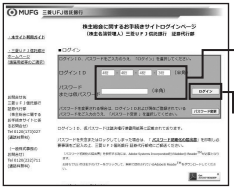

3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク

0120－173－027

（通話料無料／受付時間　9：00～21：00）

事　業　報　告

（2023年8月１日から
2024年7月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、資源価格の高騰や、為替の影響、ウクライナやガザ地区における地政学的リスクの長期化や能登半島地震の影響、インフレの進行等により先行き不透明な状況が続いているものの、賃上げの継続傾向やインバウンド需要の増加等の要因により、消費行動に回復の動きが見られる状況にあります。

小売、卸売業界におきましても、店舗業績に回復傾向が見られるものの、継続するエネルギー価格や原材料価格の高騰による物価上昇など、依然として先行き不透明な状況にあります。

このような経済環境のなか、当社グループは安定的かつ継続的な成長と企業価値の向上を目指し、「進化するウェルネス＆ライフサポート企業」をビジョンとし、引き続き「Ｒｅｂｏｒｎ！ｖｅｒ．２」をスローガンとした中期経営計画の達成に向け、各事業の拡大及び利益確保に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は13,001百万円(前年同期比3.4%減)となりました。

損益面では、営業利益は551百万円(同33.0%減)、経常利益は564百万円(同33.2%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は319百万円(同46.6%減)となりました。

セグメント別の経営成績は、次のとおりであります。

なお、売上高については、セグメント間取引の調整後の数値であり、セグメント利益及び損失については、セグメント間取引の調整前の数値であります。

ア．卸売事業

卸売事業では、テレビショッピングにおける健康・美容関連商品の販売が堅調に推移したものの、他社において2024年3月に発覚した紅麹問題以後、サプリメント販売の売上の伸びが鈍化しました。店舗向け卸販売においては、気候変動の影響から季節商品の販売が伸び悩みました。また、海外仕入商品の輸送コストの高騰、円安によるコストプッシュが利益の下押し要因となりました。

この結果、売上高は7,349百万円(前年同期比1.8%減)、セグメント利益は570百万円(同7.3%減)となりました。

イ．小売事業

小売事業では、ＥＣ領域でＬＩＮＥ・ＳＮＳの活用を中心に販売促進を拡充するとともに、顧客開拓のクリエイティブの見直しに努めましたが、競争が激化しているＥＣモールでの集客に苦戦しました。

この結果、売上高は4,735百万円(前年同期比6.7%減)、また、仕入価格と配送費の上昇、海外への先行投資を行った結果、セグメント損失は218百万円(前年同期は27百万円の利益)となりました。

ウ．プロパティ事業

プロパティ事業では、袋井センター及び掛川センターの安定稼働と、名古屋センターの賃貸先及び３ＰＬ請負先の開拓に注力しました。

この結果、売上高は915百万円(前年同期比1.8%増)、一方、３ＰＬ受託に係る作業量の増大に伴い運営コストは増加し、セグメント利益は190百万円(同3.3%減)となりました。

② **設備投資の状況**

当連結会計年度中に実施しました当社グループの設備投資の総額（無形固定資産を含めております。）は70百万円であります。その主なものは、プロパティ事業に係る既存物流センターの機能強化のための施設改良に17百万円、小売事業に係る輸送力増強のための車両購入に17百万円の設備投資を行いました。

③ **資金調達の状況**

該当事項はありません。

④ **事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

該当事項はありません。

⑤ **他の会社の事業の譲受けの状況**

・当社は、2023年12月1日付でKokoro Care Packages合同会社及びKokoro Care Packages,LLCより、食品越境ＥＣ事業を譲受しました。

・当社の子会社であるランベルジャパン株式会社は2023年12月1日付で株式会社ランベルより雑貨ＥＣ事業を譲受しました。

⑥ **吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

⑦ **他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**

・当社は、2023年8月16日付で、米国にＳＥＮＮ　ＩＮＣ．を当社の全額出資により設立し、同社を子会社といたしました。

・当社は、2023年11月29日付で、ランベルジャパン株式会社を当社の全額出資により設立し、同社を子会社といたしました。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第 38 期 (2021年７月期)	第 39 期 (2022年７月期)	第 40 期 (2023年７月期)	第 41 期 (当連結会計年度) (2024年７月期)
売上高（百万円）	11,719	12,737	13,457	13,001
経常利益（百万円）	924	800	844	564
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	704	566	599	319
１株当たり当期純利益（円）	165.81	133.40	140.89	75.08
総資産（百万円）	8,307	8,274	8,567	8,985
純資産（百万円）	5,460	5,791	6,168	6,286
１株当たり純資産額（円）	1,284.93	1,362.78	1,449.07	1,474.91

（注）１．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
２．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を第39期から適用しており、第39期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第 38 期 (2021年７月期)	第 39 期 (2022年７月期)	第 40 期 (2023年７月期)	第 41 期 (当事業年度) (2024年７月期)
売上高（百万円）	4,571	4,197	4,298	4,114
経常利益（百万円）	386	168	394	251
当期純利益（百万円）	306	148	353	229
１株当たり当期純利益（円）	72.19	34.87	83.07	53.84
総資産（百万円）	6,744	6,320	6,649	6,692
純資産（百万円）	4,712	4,617	4,757	4,773
１株当たり純資産額（円）	1,108.83	1,086.39	1,117.59	1,119.94

（注）１．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
２．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を第39期から適用しており、第39期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社アペックス	40百万円	100.0%	美容・健康関連商品、寝具等の卸売
株式会社Ｌｉｆｅｉｔ	80百万円	100.0%	生活雑貨、家具等の通信販売

（注）子会社の重要性の判断基準は、「当該子会社の当社グループにおける連結売上高構成比率」等を勘案しております。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、賃上げの継続傾向や、インバウンド需要の増加等の要因、各種政策の効果を背景に、景気は緩やかな回復を続けると見込まれるものの、米国を中心とした金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念等の海外景気下振れリスクに加え、物価上昇、金融資本市場の変動等、注意を要する状況が続くと予測されます。

小売・卸売業界におきましては、景気とともに消費の回復が期待できるものの、配送料の値上げや、人件費及び原材料値上げからのコストプッシュインフレ環境の継続が見込まれ、ブランディング強化やコスト削減等に取り組むなど、収益改善のための施策が急務であります。また、不動産賃貸業界においては、消費回復による流通量増加による倉庫及び出荷代行請負の需要拡大が見込まれる一方、大規模な新型倉庫の建設ラッシュによる倉庫需要の飽和化、借主確保が課題となります。

このような環境をチャンスととらえ、当社グループは、更なる躍進による成長と長期的な企業価値向上を目指し、2025年７月期を最終年度として策定した中期経営計画の３つの戦略に基づき、積極的な事業展開を推進してまいります。

① 差別化戦略の推進

消費環境の変化や急成長したＥＣ市場の競争に対応するため、特定市場でのNo.1、オンリーワン商品の開発・育成をはじめ、国内では顧客参加型イベントの開催等、お客様との関係性を深めるファンマーケティングの推進・認知度向上のための活動に注力するとともに、海外では、円安基調やインバウンド増のチャンスを成長につなげるべく米国市場をターゲットとした専用ブランドの立上げを進めてまいります。このような国内外でのブランディング活動により商品価値向上・差別化戦略を推進してまいります。

② 将来の成長に向けた挑戦

ＩＴ・デジタル領域の変化をキャッチし、デジタルシフト施策を運用してまいります。また、グループを俯瞰した資産再配分・事業再編・グループ企業間シナジー最大化に取り組むとともに、Ｍ＆Ａ・海外進出への投資についても、引き続き推進してまいります。プロパティ事業においては、更なる事業の拡大・成長に寄与する収益不動産の獲得や、新たなクライアント獲得に有効なサービスメニューの拡充を推進してまいります。このような各領域において、長期的な成長のための投資を推進してまいります。

③ 強固な経営基盤の構築

グループ間の連動も含めたＤＸ推進による業務改善・生産性の向上に努めるほか、各社・各部門の持つ機能や役割を十分に活かせる組織再編に向けた、人材育成や外部活用を進めてまいります。併せて、コンプライアンスの徹底やリスク管理体制の強化により、社会からの要請やステークホルダーの期待に応えられるよう努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2024年７月31日現在）

事業区分	事業内容
卸売事業	主にヘルスケア商品、生活雑貨、寝具、化粧品等を通信販売会社や小売店等に販売しております。
小売事業	主に健康茶、健康食品、化粧品、ベビー用品、キッズ家具、インテリア・ペット雑貨、ガーデン用品、文具等を一般消費者に通信販売しております。
プロパティ事業	主に自社不動産を活用した不動産賃貸、出荷業務の受託を行っております。

(6) 主要な事業所（2024年７月31日現在）

① 当社

本社	静岡県島田市
袋井センター	静岡県袋井市
掛川センター	静岡県掛川市
名古屋センター	愛知県名古屋市

② 子会社

株式会社アペックス	本社（群馬県高崎市）
株式会社Ｌｉｆｅｉｔ	本社（東京都目黒区）

(7) 従業員の状況（2024年７月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
卸売事業	47名（ 6名）	－（ 3名減）
小売事業	111名（32名）	7名減（15名減）
プロパティ事業	3名（34名）	1名増（ 4名増）
合　計	161名（72名）	6名減（14名減）

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、人材会社からの派遣社員を除いております。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
86名（60名）	4名減（11名減）	41.3歳	12.6年

（注）従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除いております。）であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、人材会社からの派遣社員を除いております。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2024年７月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	657百万円
株式会社静岡銀行	361百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（2024年７月31日現在）

① **発行可能株式総数**　14,000,000株

② **発行済株式の総数**　4,262,120株（自己株式180株を除く）

③ **株主数**　11,764名

④ **大株主（上位10名）**

株　主　名	持　株　数	持 株 比 率
株式会社Ｎ＆Ｋ	1,431,700株	33.59%
山田　壽雄	99,500	2.33
植田　佳代子	79,500	1.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	79,000	1.85
ティーライフ従業員持株会	77,930	1.82
浅井　伸祐	70,400	1.65
植田　翔子	70,000	1.64
植田　元気	70,000	1.64
若杉　精三郎	60,000	1.40
日本生命保険相互会社	36,000	0.84

（注）１．持株比率は自己株式（180株）を控除して計算しております。
　　２．持株比率は小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

⑤ **当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況**

当社は、2022年９月26日開催の取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入しました。これを受け、当社は、2023年10月27日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行を決議し、2023年11月24日付で、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）３名に対して、譲渡制限付株式報酬として普通株式計5,100株を発行しました。

⑥ **その他株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① **取締役の状況**（2024年７月31日現在）

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	西　上　節　也	ライフサポートカンパニー長兼ロジスティクスカンパニー長 株式会社アペックス代表取締役会長 株式会社ダイカイ代表取締役会長 株式会社Ｌｉｆｅｉｔ代表取締役会長 株式会社オフィスサプライズ代表取締役会長 ＳＥＮＮ　ＩＮＣ．代表取締役社長 ランベルジャパン株式会社代表取締役会長
取　締　役	児　島　正　雄	グループ本部長 株式会社アペックス取締役社長
取　締　役	齋　藤　正　和	マネジメントサービスカンパニー長兼コーポレート本部長兼管理部長兼経営戦略部長
取　締　役	植　田　伸　司	－
取　締　役 （常勤監査等委員）	岡　村　　朗	株式会社アペックス監査役 株式会社ダイカイ監査役 株式会社Ｌｉｆｅｉｔ監査役 株式会社オフィスサプライズ監査役 ランベルジャパン株式会社監査役
取　締　役 （監査等委員）	寺　田　敏　子	つかさ綜合法律事務所所長 ミカタ少額短期保険株式会社社外監査役
取　締　役 （監査等委員）	岩　井　理映子	日本アイ・ビー・エム株式会社ＩＢＭコンサルティング事業本部パートナー

（注）１．取締役（監査等委員）寺田敏子氏及び岩井理映子氏は、社外取締役であります。

２．取締役（監査等委員）岡村朗氏は、通信販売業界に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

３．取締役（監査等委員）寺田敏子氏は、弁護士資格を保有し、弁護士かつ法律事務所の所長としての経験と幅広い見識を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

４．取締役（監査等委員）岩井理映子氏は、金融関連システム開発やグローバル分野等の経験と幅広い見識を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

５．当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査室と監査等委員との十分な連携を可能にするため、取締役（監査等委員）岡村朗氏を常勤の監査等委員として選定しております。
６．当社は、社外取締役（監査等委員）寺田敏子氏及び岩井理映子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
７．当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
① 2023年10月27日開催の第40期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により、石澤浩和氏及び伊藤和也氏は取締役を退任いたしました。
② 2023年10月27日開催の第40期定時株主総会において、齋藤正和氏は取締役に新たに選任され、就任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の全ての取締役及び子会社の設立国の法律により、これらの者と同様の地位にある者を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く）を当該保険により塡補することとしております。なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しております。

④　取締役の報酬等

ア．当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等（賞与）	非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	71 （－）	64 （－）	－ （－）	7 （－）	6 （－）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	18 （8）	18 （8）	－ （－）	－ （－）	3 （2）
合　計 （うち社外役員）	90 （8）	83 （8）	－ （－）	7 （－）	9 （2）

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．上記には2023年10月27日開催の第40期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名を含んでおります。

３．取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年10月27日開催の第33期定時株主総会において、年額250百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は６名です。また、上記報酬枠とは別枠で、2022年10月28日開催の第39期定時株主総会にて、譲渡制限付株式報酬額として、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）に対し、年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は５名です。

４．取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年10月27日開催の第33期定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は３名です。

５．非金銭報酬等の総額は、取締役（監査等委員及び非常勤取締役を除く）５名に対する譲渡制限付株式報酬７百万円であります。

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年10月28日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、事前に決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

ⅰ）基本報酬に関する方針

固定報酬である基本報酬については、監査等委員を除く取締役と監査等委員である取締役に区分して株主総会で承認された報酬総額の限度内にて、会社業績、個人業績、世間水準及び対従業員給与とのバランス等を考慮して、監査等委員を除く取締役については取締役会にてその配分決定を代表取締役社長に一任する旨を決定し、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議によって定める。委任を受けた代表取締役社長は、指名・報酬委員会の諮問・答申に基づき配分を決定する。

個人別の報酬額は、取締役の役位別基本報酬テーブルを基準とし、各取締役の業務分掌の内容及び経営関与度等を総合的に勘案のうえ、基本月額報酬を算定する。

ⅱ）業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬として、対象期における業績評価に基づいて支給する役員賞与制度を採用し、当該役員賞与は対象期の定時株主総会決議により決定し、同日開催の取締役会にてその配分決定を代表取締役社長に一任する旨を決定し、委任を受けた代表取締役社長は、配分について指名・報酬委員会に諮問し、指名・報酬委員会の答申に基づき決定する。

変動報酬については、業績の評価（売上高及び経常利益の達成度）に基づく支給係数を基準とし、各取締役の業績貢献度等を勘案のうえ、賞与支給額を算定する。

iii）非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬として、中長期の企業価値向上と株主との価値共有を目的とした譲渡制限付株式報酬制度を採用し、株主総会で承認された非金銭報酬の限度内にて、原則として毎年、取締役会にてその割当株式数を決定する。個人別割当株数に関しては代表取締役社長に一任する旨を決定し、委任を受けた代表取締役社長は、配分について指名・報酬委員会の諮問・答申に基づき決定する。

譲渡制限付株式報酬については、取締役の基本報酬テーブルを基準とし、業績状況や各取締役の職責及び業績貢献度等を勘案のうえ、算定する。

iv）報酬等の割合に関する方針

報酬の種類別の報酬割合については、業績連動賞与の支給額により変動するものの、目安としてＫＰＩを100％達成の場合、基本報酬：変動報酬の割合は75％：25％とする。但し、社外取締役、監査等委員である取締役については、基本報酬100％とする。

ｖ）報酬等の付与時期や条件に関する方針

基本報酬：固定報酬は、在任中毎月定期的に支給する。

業績連動報酬等：賞与は、支給に関する決議後に速やかに支給する。

非金銭報酬等：毎年一定の時期に譲渡制限付株式として支給する。

ウ．取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長西上節也に対し、各取締役の基本報酬額、譲渡制限付株式報酬の個人別割当株数及び役員賞与額の決定を委任しております。委任した理由は、当社グループの業績及び経営状況を熟知し、総合的に各取締役の評価を行えると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

⑤ 社外役員に関する事項

ア．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）寺田敏子氏は、つかさ綜合法律事務所の所長、ミカタ少額短期保険株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）岩井理映子氏は、日本アイ・ビー・エム株式会社ＩＢＭコンサルティング事業本部パートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

イ．会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はありません。

ウ．当事業年度における主な活動状況

取締役（監査等委員）	出席状況及び発言状況並びに期待される役割に関して行った職務の概要
寺田　敏子	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席しております。 弁護士としての専門的知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、議論の活性化やコンプライアンスの品質向上に貢献いたしました。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会５回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の指名・報酬に関する監督機能を主導しております。
岩井　理映子	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席しております。 情報システム関連の専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、議論の活性化や情報システム・セキュリティ等のリスク管理の品質向上に貢献いたしました。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会５回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の指名・報酬に関する監督機能を主導しております。

⑥ その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）であるM&Aに係るデューデリジェンスを委託し対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 補償契約の内容等の概要等

該当事項はありません。

(5) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主への利益還元を経営の重要な課題と位置付けており、企業体質の強化及び今後の事業拡大のための内部留保の充実を勘案しつつ、配当性向30％を目途に、毎期安定した配当を継続することを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、上記の基本方針に基づき、当期業績を踏まえて、１株当たり20円の配当を行う予定であります。すでに実施済みの中間配当金１株当たり26円とあわせまして、年間配当金は１株当たり46円となります。

なお、内部留保金につきましては、卸・小売事業における独自商品の研究・開発及び海外市場の販路開拓、プロパティ事業における収益不動産の取得、グループシナジーを生み出す戦略的Ｍ＆Ａの実施等、長期的な成長を支える事業拡大や企業価値向上のための投資資金として、適切に活用してまいります。

また、翌期の配当につきましては、翌期の連結業績見通し及び上記基本方針を勘案し、中間配当金１株当たり20円、期末配当金１株当たり20円とし、年間配当金１株当たり40円を予定しております。

(7) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

ア．監査等委員会の職務は、内部監査室が補助する。

イ．内部監査室は、監査等委員会の指揮のもと監査等委員会の監査業務を補助する。

ウ．内部監査室に所属する主要な使用人の人事異動や人事評価に関しては、監査等委員会の事前の同意を得る。

エ．当社は、監査等委員会の職務を補助すべき取締役を置かない。

② 取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

ア．取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員会の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。また、当社は、子会社の取締役、監査役、使用人及びこれらの者から報告を受けた者が、監査等委員会の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行うよう指導する。

イ．取締役及び使用人は、取締役会その他重要な会議への監査等委員の出席を通じて職務の執行状況を報告するほか、内部監査室は監査結果を監査等委員会へ報告する。

ウ．当社グループの取締役及び使用人は、法令・定款等に違反する恐れのある事実、当社グループに著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。

エ．重要な決裁事項は、監査等委員会の閲覧に供する。

③ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

当社は、内部通報制度に基づく通報又はその他に関し監査等委員会に報告したことを理由として、報告した者に不利な取扱いを行わない。

④　監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

ア．当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎期、予算を計上する。

イ．監査等委員が職務の執行のために、費用の前払等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑤　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア．監査等委員は、取締役会その他重要な会議に出席する。

イ．取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び内部監査室等は、監査等委員会の求めに応じ、それぞれ定期的及び随時に監査等委員と意見交換を実施する。

ウ．監査等委員は、毎月１回定期的に監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

⑥　取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア．当社は、「企業倫理憲章」及び「行動規範」を制定し、これらの徹底と実践的運用を行うために必要な教育・研修を実施し、法令遵守及び企業倫理の徹底に取り組む。

イ．当社は、「内部通報規程」を制定し、法令、企業倫理、定款及び諸規程等に違反する行為を未然防止するとともに、早期に是正する体制を整備する。

ウ．当社は、役職員の職務執行の適切性を確保するため、内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき、内部監査を実施する。また、内部監査室は監査等委員会の監査業務を補助するほか、必要に応じて監査法人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。

⑦　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア．取締役会議事録、経営会議議事録、その他重要な書類等の取締役の職務の執行に係る情報の取扱いは当社における「文書管理規程」に従い、所管部門が保存・管理する。

イ．所管部門は、取締役から文書閲覧を求められた際には、速やかに対応する。

⑧　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア．当社は、「リスク管理規程」を制定し、経営活動に潜在するリスクを特定し、平常時からリスクの低減及び危機の未然防止に努める。

イ．当社は、大規模な災害、不祥事等が発生した場合、必要な人員で構成する緊急事態対策本部を設置する等、危機対応のためのマニュアル及び体制を整備する。

⑨　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア．当社は、取締役会を定例で毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時開催し、経営に関する重要事項について審議・決定を行うとともに、経営効率の向上及び意思決定のスピードアップを図るため、取締役及び課長職以上の管理職により構成されるカンパニー毎の経営会議を原則として毎月１回開催し、職務執行に関する重要事項について協議を行う。

イ．当社は、決裁項目ごとの決裁方法、決裁機関、決裁者を定めた「職務権限規程」を制定するとともに、各組織の業務分掌を定めた「業務分掌規程」を制定し、業務執行を明確にする。

ウ．取締役会は、単年度及び３ヶ年の経営計画を定め、達成すべき目標を明確にして、定期的に進捗を確認し、必要な対策や見直しを行う。

⑩　使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア．当社は、「企業倫理憲章」「行動規範」「コンプライアンス規程」を制定し使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備する。

イ．当社は、全従業員を対象に定期的にコンプライアンス教育を実施し、コンプライアンスを重視する企業風土の醸成に努める。

⑪　企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「子会社管理規程」に基づき、当社担当部門は、子会社から速やかに又は定期的に取締役の職務の執行に係る報告を受け、これを取締役会へ報告する。

イ．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「子会社管理規程」を準用し、子会社の損失の危険を把握するとともに、損失の危険が発生した場合は、子会社と連携し適切に対処する。

ウ．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ａ．当社グループの経営の健全性及び業務の適正性の確保のため、子会社の事業運営に係る重要な事項について予め当社担当部門が審査し、必要に応じ当社の取締役会へ付議する。

ｂ．当社は、必要に応じ、子会社へ取締役及び監査役を派遣し、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われるための支援を行う。

エ．子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ａ．当社の経営理念である「よろこんでもらえる喜び」を共通の理念とし、子会社の取締役、従業員等一人ひとりが、「企業倫理憲章」「行動規範」の遵守に努め、企業市民としての自覚をもとに、事業活動を展開するよう、指導、支援を行う。

ｂ．当社の内部監査室は、必要に応じ子会社の内部監査を実施する。

⑫　財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づき、財務報告に係る内部統制の整備並びにその運用を推進する。

⑬　反社会的勢力への対応

ア．当社は、「反社会的勢力対策規程」を制定し、不当要求防止責任者を設置し、反社会的勢力等との関係を遮断し、一切の利益供与を行わない。

イ．当社は、「静岡県企業防衛対策協議会」に加盟し、指導を受けるとともに情報の収集を行い、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合等は直ちに所轄警察署と連携し、これに対応する。

⑭　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた内部統制システムの基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

ア．当社取締役会は、当社の各部門及び子会社担当部門から毎月、各部門及び各子会社における職務の執行状況の報告を受け、各取締役との情報共有並びに当社グループ全体の経営管理を行っております。

イ．当社監査等委員会は四半期に１度、代表取締役とのミーティングを開催し、経営課題等の情報の共有及び意見交換を行っております。

ウ．当社常勤監査等委員は、子会社５社の監査役を兼任し、各子会社の全ての取締役会に出席しているほか、毎月開催される当社の経営会議に出席しております。また、当社及び子会社の監査を実施し、業務の適正性の確認を行うとともに、四半期に１度、内部監査室長、会計監査人と三様監査人ミーティングを行い、これらの結果について、監査等委員会を毎月開催し、情報の共有を行っております。

エ．当社は、取締役等及び使用人に対し、毎年、企業倫理憲章、行動規範、個人情報の取扱い等、役職員として遵守すべき規範について社内研修を実施しております。

オ．当社は、リスク管理委員会を毎月開催し、リスクに係る情報の共有を行っております。また、子会社については子会社管理規程に基づき、子会社担当部門において各子会社のリスク管理状況について情報収集を行い、必要の都度、当社取締役会に報告することとしております。

カ．財務報告に係る内部統制については、年間の基本計画に基づき、内部統制評価を実施しております。

連結貸借対照表

（2024年７月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**5,147**	**流動負債**	**1,305**
現金及び預金	2,896	買掛金	610
受取手形	14	１年内返済予定の長期借入金	99
売掛金	999	未払金	247
商品及び製品	795	未払法人税等	105
仕掛品	61	契約負債	27
原材料及び貯蔵品	85	賞与引当金	48
その他	302	役員賞与引当金	2
貸倒引当金	△8	その他	163
固定資産	**3,827**	**固定負債**	**1,394**
有形固定資産	**3,191**	長期借入金	919
建物及び構築物	645	退職給付に係る負債	87
機械装置及び運搬具	82	資産除去債務	72
土地	2,429	繰延税金負債	0
その他	34	その他	314
無形固定資産	**258**	**負債合計**	**2,699**
のれん	192	**（純資産の部）**	
その他	65	**株主資本**	**6,248**
投資その他の資産	**376**	資本金	364
投資有価証券	172	資本剰余金	334
繰延税金資産	33	利益剰余金	5,549
その他	172	自己株式	△0
貸倒引当金	△1	**その他の包括利益累計額**	**37**
繰延資産	**11**	その他有価証券評価差額金	36
		為替換算調整勘定	0
		純資産合計	**6,286**
資産合計	**8,985**	**負債純資産合計**	**8,985**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2023年８月１日から
2024年７月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**13,001**
売上原価		**8,551**
売上総利益		**4,449**
販売費及び一般管理費		**3,898**
営業利益		**551**
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	0	
為替差益	10	
その他	5	18
営業外費用		
支払利息	2	
創立費償却	2	
その他	1	6
経常利益		**564**
特別利益		
固定資産売却益	3	
保険解約返戻金	0	4
特別損失		
減損損失	1	1
税金等調整前当期純利益		**566**
法人税、住民税及び事業税	208	
法人税等調整額	38	247
当期純利益		**319**
親会社株主に帰属する当期純利益		**319**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2023年８月１日から
2024年７月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	361	331	5,451	△0	6,143
当期変動額					
新株の発行	3	3			6
剰余金の配当			△221		△221
親会社株主に帰属する当期純利益			319		319
自己株式の取得					
連結範囲の変更					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	3	3	98	－	105
当期末残高	364	334	5,549	△0	6,248

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	25	－	25	6,168
当期変動額				
新株の発行				6
剰余金の配当				△221
親会社株主に帰属する当期純利益				319
自己株式の取得				
連結範囲の変更				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	11	0	12	12
当期変動額合計	11	0	12	117
当期末残高	36	0	37	6,286

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結の対象としており、その内容は次のとおりであります。

①	連結子会社の数	６社
②	連結子会社の名称	株式会社アペックス 株式会社ダイカイ 株式会社Ｌｉｆｅｉｔ 株式会社オフィスサプライズ ランベルジャパン株式会社 ＳＥＮＮ　ＩＮＣ.

なお、ＳＥＮＮ　ＩＮＣ. 及びランベルジャパン株式会社については、新規設立に伴い連結子会社としたため、当連結会計年度より連結子会社に含めることといたしました。

(2) 持分法の適用に関する事項	該当事項はありません。
(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項	すべての連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

ア．その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

イ．棚卸資産

・商品、製品、原材料、仕掛品	主に先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
・貯蔵品	主に個別法による原価法及び最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

ア．有形固定資産　定率法
ただし1998年４月１日以降に取得の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物及び構築物　12～38年
機械装置及び運搬具　12年

イ．無形固定資産　定額法
なお、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

③ 重要な引当金の計上基準

ア．貸倒引当金　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

イ．賞与引当金　従業員に対して支給する賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ウ．役員賞与引当金　役員に対して支給する賞与の支払いに備えるため、当連結会計年度に係る支給見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

ア．小売事業　小売事業においては、主にカタログやインターネットを通じて健康茶、健康食品、化粧品、ベビー用品、キッズ家具の商品又は製品の販売を行っております。これらの販売取引では、通常、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの時間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。

イ．卸売事業　卸売事業においては、主に食品、生活雑貨等の商品を通信販売会社や小売店に販売しております。この販売取引では、通常、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの時間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。

ウ．プロパティ事業	プロパティ事業においては、主に自社不動産等を活用し、不動産賃貸及び出荷業務の受託を行っております。不動産賃貸につきましては、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に従い、賃借人である顧客との間に締結した賃貸借契約に基づき、賃貸借期間にわたって賃料を収受し収益として認識しております。出荷業務の受託につきましては、顧客との間に締結した業務委託契約に基づき、受注した作業が完了した時点で収益を認識しております。

⑤　その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

ア．のれんの償却方法及び償却期間	主なのれんの償却については、７年間の定額法により償却を行っております。
イ．重要な外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算の基準	外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。
ウ．退職給付に係る会計処理の方法	退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

２．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　871百万円

３．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　　4,262,300株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年10月27日定時株主総会	普通株式	110	26	2023年７月31日	2023年10月30日
2024年３月４日取締役会	普通株式	110	26	2024年１月31日	2024年４月４日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年10月25日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	85	20	2024年７月31日	2024年10月28日

４．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

設備投資資金及び短期的な運転資金について、当社は、自己資金や銀行からの借入により確保しており、連結子会社は、主に当社からの借入により確保しております。一時的な余剰資金については、安全性の高い金融資産で運用しており、デリバティブについては、利用しない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主にその他有価証券である証券投資信託受益証券、上場株式及び債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は１年以内の支払期日であります。

借入金は、設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

③　金融商品に係るリスク管理体制

ア．信用リスク（顧客の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である受取手形及び売掛金は、販売管理規程に従い、与信管理基準を策定するとともに、顧客ごとの期日管理及び残高管理を行い、また、問題債権については個別対応を行うなど売掛金管理に関する体制を整備し運営しております。

その他有価証券である債券は、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

イ．市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、財務状況や市況等を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ウ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年７月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

現金及び預金は現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、受取手形、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額（＊）	時価（＊）	差額
(1) 投資有価証券	172	172	－
(2) １年内返済予定の長期借入金	(99)	(102)	2
(3) 長期借入金	(919)	(908)	△10

（＊）負債に計上されているものについては、(　) で示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1	－	－	1
社債	－	81	－	81
投資信託	－	88	－	88

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
１年内返済予定の長期借入金	－	102	－	102
長期借入金	－	908	－	908

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。また、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル２の時価に分類しております。

１年内返済予定の長期借入金及び長期借入金

１年内返済予定の長期借入金及び長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

5．賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、静岡県において、賃貸用の物流倉庫（土地を含む。）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額	時価
2,480	3,069

（注）１．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

２．当連結会計年度末の時価は、路線価等による評価額に基づき、自社で算定した金額であります。

6．収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

	報告セグメント			合計
	卸売事業	小売事業	プロパティ事業	
顧客との契約から生じる収益	7,349	4,735	290	12,376
その他の収益	－	－	624	624
外部顧客への売上高	7,349	4,735	915	13,001

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

（単位：百万円）

	当連結会計年度	
	期首残高（百万円）	期末残高（百万円）
顧客との契約から生じた債権	1,098	1,014
受取手形	35	14
売掛金	1,062	999
契約負債	30	27

契約負債は顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループの残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が１年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　　1,474円91銭

(2) １株当たり当期純利益　　75円08銭

８．その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

（2024年７月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**1,733**	**流動負債**	**526**
現金及び預金	857	買掛金	82
売掛金	277	１年内返済予定の長期借入金	99
商品及び製品	205	未払金	164
仕掛品	61	未払費用	51
原材料及び貯蔵品	84	契約負債	27
前払費用	71	預り金	10
その他	179	前受収益	56
貸倒引当金	△1	賞与引当金	32
固定資産	**4,958**	その他	2
有形固定資産	**3,170**	**固定負債**	**1,392**
建物	623	長期借入金	919
構築物	6	退職給付引当金	87
機械及び装置	68	資産除去債務	72
車両運搬具	14	その他	313
工具、器具及び備品	27	**負債合計**	**1,918**
土地	2,429	**（純資産の部）**	
無形固定資産	**68**	**株主資本**	**4,773**
ソフトウエア	37	**資本金**	**364**
のれん	24	**資本剰余金**	**334**
その他	6	資本準備金	334
投資その他の資産	**1,719**	**利益剰余金**	**4,074**
投資有価証券	81	利益準備金	1
関係会社株式	1,339	その他利益剰余金	4,072
繰延税金資産	11	固定資産圧縮積立金	66
その他	286	別途積立金	2,711
貸倒引当金	△0	繰越利益剰余金	1,295
		自己株式	**△0**
		評価・換算差額等	**△0**
		その他有価証券評価差額金	**△0**
		純資産合計	**4,773**
資産合計	**6,692**	**負債純資産合計**	**6,692**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2023年８月１日から
2024年７月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**4,114**
売上原価		**1,599**
売上総利益		**2,515**
販売費及び一般管理費		**2,459**
営業利益		**55**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	175	
経営指導料	11	
その他	11	199
営業外費用		
支払利息	2	
貸倒引当金繰入額	0	
その他	1	3
経常利益		**251**
特別利益		
固定資産売却益	3	
保険解約返戻金	0	4
税引前当期純利益		**255**
法人税、住民税及び事業税	4	
法人税等調整額	21	26
当期純利益		**229**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2023年８月１日から
2024年７月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
				固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	361	331	1	66	2,711	1,287	4,066
当期変動額							
新株の発行	3	3					
剰余金の配当						△221	△221
当期純利益						229	229
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	3	3	－	－	－	7	7
当期末残高	364	334	1	66	2,711	1,295	4,074

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△0	4,758	△0	4,757
当期変動額				
新株の発行		6		6
剰余金の配当		△221		△221
当期純利益		229		229
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			0	0
当期変動額合計	－	14	0	15
当期末残高	△0	4,773	△0	4,773

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価基準及び評価方法

ア．子会社株式　　移動平均法による原価法

イ．その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの　　時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等　　移動平均法による原価法

②　棚卸資産の評価基準及び評価方法

ア．商品、製品、原材料、仕掛品　　先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

イ．貯蔵品　　個別法による原価法及び最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

（2）固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産　　定率法

ただし1998年４月１日以降に取得の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　12～38年

機械装置及び運搬具　　12年

②　無形固定資産　　定額法

なお、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員に対して支給する賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金　役員に対して支給する賞与の支払いに備えるため、当事業年度に係る支給見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金　退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 小売事業　小売事業においては、主にカタログやインターネットを通じて健康茶、健康食品、化粧品の商品又は製品の販売を行っております。これらの販売取引では、通常、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの時間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。

② プロパティ事業　プロパティ事業においては、主に自社不動産等を活用し、不動産賃貸及び出荷業務の受託を行っております。不動産賃貸につきましては、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)に従い、賃借人である顧客との間に締結した賃貸借契約に基づき、賃貸借期間にわたって賃料を収受し収益として認識しております。出荷業務の受託につきましては、顧客との間に締結した業務委託契約に基づき、受注した作業が完了した時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

2．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	803百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権、債務	
① 短期金銭債権	66百万円
② 長期金銭債権	141百万円
③ 短期金銭債務	8百万円
(3) 取締役に対する金銭債務の総額	
金銭債務	183百万円

3．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引による取引高	346百万円
② 営業取引以外の取引による取引高	191百万円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	180株

5．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、長期未払金、退職給付引当金及び資産除去債務であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、固定資産圧縮積立金及び資産除去債務に対応する除去費用であります。

6．収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

7．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

（単位：百万円）

会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
ランベルジャパン株式会社	100.0%	子会社	資金の貸付 利息の受取	170 0	短期貸付金 長期貸付金	16 141

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）資金の貸付については、市場金利を勘案の上、決定しております。

8．１株当たり情報に関する注記

（1）１株当たり純資産額　　1,119円94銭

（2）１株当たり当期純利益　　53円84銭

9．連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社であります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年9月9日

ティーライフ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
静岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 西川福之

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 宮澤達也

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ティーライフ株式会社の2023年8月1日から2024年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ティーライフ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年9月9日

ティーライフ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
静岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 西川福之

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 宮澤達也

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ティーライフ株式会社の2023年8月1日から2024年7月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2023年８月１日から2024年７月31日までの第41期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年９月18日

ティーライフ株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　岡村　朗

監 査 等 委 員　寺田　敏子

監 査 等 委 員　岩井　理映子

(注) 監査等委員寺田敏子及び岩井理映子は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主様への利益還元を経営の重要な課題と位置付けており、企業体質の強化及び今後の事業拡大のための内部留保の充実を勘案しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針とし、次のとおり剰余金の処分をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
　金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　当社普通株式１株につき　金　20円
　配当総額　　85,242,400円
　（中間配当金として１株につき26円をお支払いしておりますので、年間配当金は１株につき46円となります。）

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　2024年10月28日

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）４名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役４名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選任にあたっては、指名・報酬委員会の答申を経ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏　名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	にしがみせつや 西上節也 （1963年３月16日生）	1986年４月　株式会社ガムガム入社 1996年８月　ANT HK Co.Ltd設立　代表取締役社長就任 2002年３月　シーコム株式会社入社　専務取締役就任 2008年９月　ジーエスエムジャパン株式会社入社　執行役員就任 2010年10月　同社代表取締役社長就任 2019年１月　当社入社　顧問 2019年４月　社長補佐 2019年８月　社長補佐経営企画本部長 2019年10月　取締役副社長就任　経営企画本部長 株式会社ダイカイ取締役就任 2020年８月　代表取締役社長就任　経営企画本部長 2020年10月　代表取締役社長　海外事業本部長 株式会社アペックス　代表取締役会長就任（現任） 株式会社ダイカイ　代表取締役会長就任（現任） 株式会社Ｌｉｆｅｉｔ　代表取締役会長就任（現任） 2021年６月　特莱芙（上海）貿易有限公司董事就任 2021年11月　代表取締役社長 2022年２月　特莱芙（上海）貿易有限公司監事就任 2022年11月　株式会社オフィスサプライズ代表取締役会長就任（現任） 2023年８月　代表取締役社長兼ライフサポートカンパニー長 SENN INC.設立代表取締役社長就任（現任） 2023年10月　代表取締役社長兼ライフサポートカンパニー長兼ロジスティクスカンパニー長 2023年11月　ランベルジャパン株式会社代表取締役会長就任 2024年８月　代表取締役社長兼ウェルネスカンパニー長兼ロジスティクスカンパニー長（現任） ランベルジャパン株式会社取締役会長就任（現任）	12,971株

（取締役候補者とした理由等）西上節也氏は、国内外の起業や事業運営等を通じ、会社経営者としての豊富な経験と知見を有しており、代表取締役社長として、その能力を発揮し、当社の経営を主導しております。その実力、能力、企業経営者としての豊富な経験とともに、人格、見識とも優れていることから、当社の経営理念を十分に理解し、取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	ふりがな 氏　名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	こじままさお 児島正雄 （1963年7月10日生）	1986年４月　兼松江商株式会社（現　兼松株式会社）入社 1993年12月　同社米国会社ニューヨーク支店　繊維部門テキスタイル部部長 1998年12月　同社大阪支店　テキスタイル輸出部帰任 2000年４月　兼松香港有限公司　繊維部門テキスタイル部部長 2003年４月　P.T.Century　Textile営業部部長 2005年６月　同社　取締役就任　営業本部長 2008年４月　兼松繊維株式会社　東京本社　テキスタイル貿易本部第３部部長 2011年６月　ジーエスエムジャパン株式会社　執行役員　オペレーションディレクター 2013年９月　同社　取締役就任　管理部本部長 2019年８月　当社入社　経営企画部長 2019年10月　株式会社アペックス　取締役就任 2020年10月　取締役就任　経営企画本部長兼経営企画部長 株式会社アペックス 取締役社長就任（現任） 2021年８月　取締役経営企画本部長 2021年11月　取締役経営企画部長 2023年８月　取締役グループ本部長（現任）	4,476株
（取締役候補者とした理由等）児島正雄氏は、長年の海外における営業経験に加え、会社役員として経営に携わる等、豊富な経験と知見を有しております。当社の経営理念を十分に理解し、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を果たしており、引き続き取締役候補者といたしました。			
3	さいとうまさかず 齋藤正和 （1963年4月28日生）	1984年４月　株式会社八百半デパート（現　マックスバリュ東海株式会社）入社 1989年２月　YaohanDepartmentStore（H.k）Ltd.出向　財務経理部エグゼクティブ・オフィサー 1991年８月　YaohanInternationalCo.,Ltd.出向　財務部ディュープティ・マネージャー 1993年10月　YaohanInternationalHoldingsLimited出向　財務部ディュープティ・マネージャー 1995年５月　同社経営統括室マネージャー 1997年12月　株式会社アイ・エム・エムジャパン出向 1998年６月　株式会社メガネスーパー入社 2006年７月　同社　取締役経理部長 2009年５月　同社　取締役執行役員財務経理部長 2010年１月　同社　代表取締役社長 2015年12月　オーマイグラス株式会社入社　管理本部長 2018年８月　不二運輸株式会社入社　総務部長 2019年７月　同社　取締役 株式会社不二通商取締役 株式会社テクネッツ取締役 株式会社ネオ・クリエイション監査役 2022年９月　当社入社　社長補佐 2023年８月　マネジメントサービスカンパニー長兼コーポレート本部長兼管理部長 2023年10月　取締役就任　マネジメントサービスカンパニー長兼コーポレート本部長兼管理部長兼経営戦略部長（現任）	1,069株
（取締役候補者とした理由等）齋藤正和氏は、国内外での財務会計に係る業務経験、役員及び経営者を歴任し、豊富な経験と知見を有しております。当社の経営理念を十分に理解し、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を果たしており、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	ふりがな 氏　名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	うえだ　のぶじ 植田 伸司 （1949年12月4日生）	1972年４月　静岡小松フォークリフト株式会社入社 1977年４月　株式会社覚丸文佐藤商店入社 1983年８月　当社設立　代表取締役社長就任 1987年12月　株式会社植田茶園（1990年２月、株式会社ウエダに商号変更）設立　同社代表取締役社長就任 1992年８月　株式会社ウエダ解散　同社代表取締役社長退任 2012年11月　株式会社アペックス代表取締役会長就任 2013年11月　コラムジャパン株式会社取締役会長就任 2014年８月　株式会社ダイカイ取締役会長就任 2018年８月　株式会社Ｌｉｆｅｉｔ代表取締役会長就任 2018年10月　株式会社ダイカイ代表取締役会長就任 2018年12月　特莱芙（上海）貿易有限公司監事就任 2020年８月　代表取締役会長就任 2022年10月　取締役就任（現任）	28,150株
（取締役候補者とした理由等）植田伸司氏は、当社の創設者であり、また、長年に亘り当社の代表取締役社長として企業成長に導き、その後も取締役として、その豊富な経験と実績に基づくリーダーシップと実行力によりグループ全体の成長を牽引し、代表取締役社長とともに企業価値の向上に貢献しております。企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。			

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）を当該保険により塡補することとしております。各候補者が選任された場合には、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しております。また、次回の更新時においても同内容での更新を予定しております。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役３名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しまして、監査等委員である取締役候補者の選任にあたっては、指名・報酬委員会の答申を経ており、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	おかむらあきら 岡村　朗 （1963年６月19日生）	1987年４月　有限会社学静社富士学院入社 1998年３月　日本ランズエンド株式会社入社 2006年５月　株式会社アイエイアイ入社 2007年４月　当社入社 2007年８月　経営企画部システム課長 2013年８月　コミュニケーション部次長 2013年11月　コミュニケーション部長 2017年５月　情報システム部長 2018年８月　コーポレート本部情報システム部長 2019年６月　国内事業本部物流部長 2020年２月　ロジスティクス事業本部物流部施設管理課長 2020年８月　ロジスティクス事業本部物流部配送管理課長 2020年10月　取締役（常勤監査等委員）就任（現任） 株式会社アペックス監査役就任（現任） 株式会社ダイカイ監査役就任（現任） 株式会社Ｌｉｆｅｉｔ監査役就任（現任） 2022年11月　株式会社オフィスサプライズ監査役（現任） 2023年11月　ランベルジャパン株式会社監査役（現任）	900株

（監査等委員である取締役候補者とした理由等）岡村朗氏は、自社の通信販売基幹システムの開発や情報システム部門に長年携わるとともに、コミュニケーション部門、物流部門等の部門長を歴任し、また、当社の取締役（監査等委員）としての責務を適切に幅広い業務の実務経験と見識を有しており、就任されて以来、当社の経営に適切な助言や監督をしていただいております。これらのことから、引き続き取締役（監査等委員）候補者といたしました。

候補者番号	ふりがな 氏　名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	てらだとしこ 寺田敏子 （1960年2月13日生）	2004年10月　弁護士登録 2004年10月　太陽法律事務所入所 2006年６月　弁護士法人フェニックス入所 2007年３月　つかさ綜合法律事務所開設　所長就任（現任） 2009年１月　株式会社ビルディングナビゲーション確認評価機構監視委員会委員就任 2015年３月　プリベント少額短期保険株式会社（現ミカタ少額短期保険株式会社）社外監査役就任（現任） 2017年４月　株式会社BluePlanet-works社外取締役就任 2022年３月　当社社外取締役（非常勤監査等委員）就任（現任）	－株
（監査等委員である社外取締役候補者とした理由等）寺田敏子氏は、弁護士資格を保有し、長年に亘る弁護士としての経験及び法律に関する幅広い知識に加え、他社の社外監査役等の豊富な経験及び見識を有しており、当社における社外取締役（監査等委員）としての職務を適切に遂行していただいております。これらのことから、引き続き社外取締役（監査等委員）候補者といたしました。			
3	いわいりえこ 岩井理映子 （1970年10月18日生）	1997年４月　日本アイ・ビー・エム株式会社入社 2011年４月　同社GBS金融・郵政サービス事業部銀行第一システム部部長 2016年１月　同社グローバル・ビジネス・サービス事業部アソシエイト・パートナー 2018年11月　同社IBMコンサルティング事業本部パートナー（現任） 2022年10月　当社社外取締役（非常勤監査等委員）就任（現任）	－株
（監査等委員である社外取締役候補者とした理由等）岩井理映子氏は、長年に亘る金融関連システム開発、グローバル分野での業務経験、女性活躍推進に貢献した実績等、豊富な経験、幅広い知識及び見識を有しており、当社における社外取締役（監査等委員）としての職務を適切に遂行していただいております。これらのことから、引き続き社外取締役（監査等委員）候補者といたしました。			

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．寺田敏子氏及び岩井理映子氏は社外取締役候補者であります。
３．寺田敏子氏の当社監査等委員である社外取締役在任期間（仮取締役（監査等委員）であった期間を含む。）は、2022年３月に就任してから、本総会終結の時をもって２年７カ月となります。岩井理映子氏の当社監査等委員である社外取締役在任期間は、2022年10月に就任してから、本総会終結の時をもって２年となります。
４．当社は、岡村朗氏、寺田敏子氏及び岩井理映子氏との間で、会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。各氏の再任が承認された場合には、各氏との間で、当該契約を継続する予定であります。

5．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）を当該保険により塡補することとしております。各候補者が選任された場合には、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しております。また、次回の更新時においても同内容での更新を予定しております。
6．当社は、寺田敏子氏及び岩井理映子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

【ご参考：株主総会後の取締役会のスキルマトリックス】

第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりであります。

なお、スキルマトリックスは、各人の経験等を踏まえ、より専門性が発揮できる領域を記載しており、有する全ての知見や経験を表すものではありません。

氏名/属性		企業経営 グローバル	事業戦略	財務・会計 Ｍ ＆ Ａ	法　務 リスク管理	組　織 人材開発	IT・デジタル
取締役	西 上 節 也	○	○			○	
	児 島 正 雄	○	○	○	○		
	齋 藤 正 和	○	○	○	○	○	
	植 田 伸 司	○	○			○	
監査等委員である取締役	岡 村　朗			○	○		○
	寺 田 敏 子	○		○	○		
	岩井理映子			○	○		○

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場：静岡県掛川市亀の甲１－３－１
　　掛川グランドホテル　３階「シャングリラスイート」
　　TEL 0537－23－3333

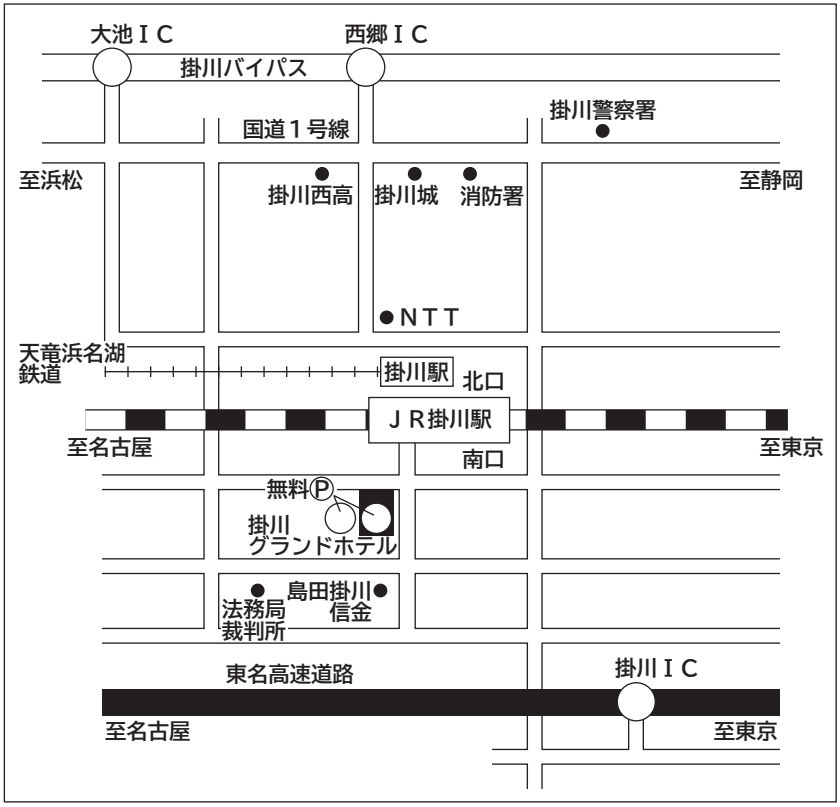

交　通【電　車】東海道新幹線　掛川駅南口より　徒歩約１分
　　【自動車】東名高速道路　掛川ＩＣより　　車で約５分

（ご案内）

駐車場は、ホテル専用駐車場（無料）のご利用をお願いいたします。満車等でホテル専用駐車場以外（有料）をご利用の場合は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。